

舞鶴市男女共同参画情報誌

か★が★やき+

目 次

フレアス舞鶴特集 施設紹介	1	女性の相談ルーム18、平成26年度相談事業の案内	… 3
フレアス舞鶴 施設紹介・活動団体の募集等	2	男女の仕事と生活(育児・介護)、4コマ漫画	… 4

フレアス舞鶴 特集! (舞鶴市男女共同参画センター)

■ フレアス舞鶴(男女共同参画センター)って?

男女共同参画を推進するための拠点施設として、平成13年3月に「舞鶴市女性センター」を開設しました。

平成22年4月からは、「舞鶴市男女共同参画センター」と名称変更するとともに、市民の皆さんに親しんでいただける施設にするため、同年7月に愛称を募集し「フレアス舞鶴」となりました。

男女を問わず、気軽にご利用いただける施設です。設備や利用案内等の詳細はP2をご覧ください。

■ “フレアス”的意味

「フレア」は“ふれあい”、「アス」は“明日・未来”を意味します。男女が共同参画を通じて交流を深め、輝かしい未来を創造していく施設になることを願っています。



◆ 実施事業内容 ◆

○ 相談事業(詳細はP3)

- ・さまざまな女性相談を実施

○ 市民活動支援

- ・利用登録団体の募集
- ・活動団体、グループ、個人の交流活動・ネットワーク化の支援

○ 情報の収集・提供・発信

- ・男女共同参画に関する図書や資料の収集、貸出、閲覧
- ・活動団体、グループの情報誌の収集、提供、閲覧

○ 施設の提供(詳細はP2)

- ・活動の場・保育の場の提供、印刷コーナーの利用など

○ 学習・啓発

- ・社会情勢や市民ニーズにあった男女共同参画に関する人材育成や意識づくりの講座等を実施

フレアス舞鶴(舞鶴市男女共同参画センター)特集!

■施設



●受付

センターの利用申請や、利用に関する問い合わせなどの受付窓口です。
(相談や市の事業全般について市人権啓発推進室へ)



●交流サロン

本を読んだり話したり、情報交換と出会いのスペースです。予約なしでどなたでも自由に利用できます。



●託児ルーム

ベビーサークル、幼児トイレ、床暖房等設置。交流サロンから中が見えます。
(予約中は使用不可)
(収容人員:10~20名)



●図書貸出コーナー

男女共同参画に関する図書の閲覧や貸出、行政関係資料や団体、グループの情報誌等の閲覧ができます。



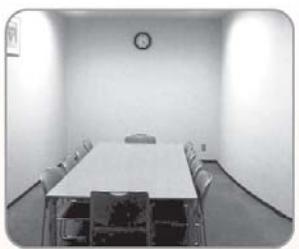
●印刷コーナー

作業用のテーブルもあり、団体、グループの情報誌、会議資料等の印刷ができます。
(コピー機は有料。)



●市民情報交換コーナー

団体、グループ、個人が情報を発信・交換・収集できる交流スペースです。



★ミーティングルーム

団体、グループの各種会議などに利用できます。
(収容人員:10~15名)
※要申込



◆相談ルーム

女性のための相談事業を実施しています。
(※部屋貸しは行っていません)

■利用案内

開館時間：午前9時～午後10時 休館日：毎月第4月曜日・12月29日～翌年1月3日

各部屋の利用方法：上記施設の●マーク／申込不要。どなたでも自由に利用できます。

上記施設の★マーク／男女共同参画社会づくりに関する活動を行う個人または団体で、
営利目的でないもの。(使用料無料。但し、冷暖房代は実費。)

申込み：利用日の3ヶ月前の初日から前日までに所定の利用申請書を提出してください。
※営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした利用はできません。

■利用団体の登録

フレアス舞鶴の運営と利用を円滑に進めるとともに、フレアス舞鶴を拠点として活動する団体・グループ(営利、宗教的、政治的な団体は除く)の交流や活動を支援するため、登録団体を募集しています。

男女共同参画に関する活動をしている(これからしようと思っている)団体、グループをお待ちしております。詳しくはお電話でお問い合わせください。

■問合せ先

所在地 〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)
電話 0773-65-0055 FAX 0773-62-0872
E-mail : danjokyodo-s@mx.e.nkansai.ne.jp 舞鶴市HP <http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

女性のための相談ルーム18

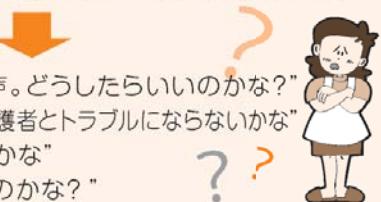
～聴こえますか？子どもの心の声～

《子どもへの虐待に気づきましょう》

〈事例〉

アパートの一室。カーテンはいつも閉められています。部屋には、両親と5歳くらいの男の子、3歳くらいの女の子が住んでいます。保育所などに通っている様子もなく、最近、「うるさい!泣くな!」というなり声や、何かが壁にぶつかる音、「ごめんなさい」と泣きながらあやまる子どもの声が夜中まで聞こえてくることもありました。

あなたが近隣の住人だったら、どうしますか？



「どなり声や子どもの泣き声。どうしたらいいのかな?」「通告したことが知られたら保護者とトラブルにならないかな?」「他の人は気付いているのかな?」「誰かに相談した方がいいのかな?」

子どもを虐待から守る5ヶ条

- ①通告……………おかしいと感じたら迷わず連絡
- ②子どもの立場で判断……………「しつけのつもり…」は言い訳
- ③あなたができることから即実行……………あたたかい声かけで子どもを救えます
- ④子どもの命が優先……………親の立場より子どもの立場
- ⑤特別な事ではない……………虐待はあなたの周りで起こりうる

フレアス舞鶴の女性相談では、相談者の身になって悩み事をお聴きします。(詳細は下記)
どんなことでもご相談ください。プライバシーは守ります、【女性相談員】

虐待を受けたと思われる児童を発見した人には通告する義務があります。

(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

皆さんが伝えた事実や心配と感じた内容に基づき、市や児童相談所が調査して判断します。
匿名でもかまいません。
たとえ間違いであっても通告者が責任を問われることはありません。

子どもの笑顔が奪われています

「児童虐待」は、特別な家庭にだけ起こる出来事ではなく、皆さんのが身近なところで起こっている行為です。

地域で見守ることで、虐待は防げます。

あなたの一報が子どもだけでなく孤立している保護者も救うことにつながります。

【児童虐待に関する相談・連絡先】

舞鶴市子ども総合相談センター

☎0773-66-2120

- 舞鶴市保健センター ☎0773-65-0065
- 舞鶴警察署(生活安全課) ☎0773-75-0110
- 京都府中丹東保健所 ☎0773-75-0856
- 中丹子ども家庭センター ☎0773-62-1141
- 京都府福知山児童相談所(北部家庭支援センター) ☎(24時間対応) 0773-22-3623

平成26年度 フレアス舞鶴の相談事業 お気軽にご相談ください。 無料

★各面接相談は託児有り。(要予約 お子様1人300円)

★各面接相談は、相談日の2週間前から前日までに電話で市人権啓発推進室まで申し込んで下さい。

女性相談

夫婦関係や子育てのこと、家庭内の暴力や介護のこと、職場や近所における人間関係など、暮らしの中でいろいろな悩みや問題について、相談者の気持ちになってお聴きします。

電話相談 〈専用電話〉...0773-65-0056

〈日 時〉...月4回(第1~第4木曜日)
午前10時~午後4時

※但し、8月14日・1月1日は休みます。

〈相談員〉...女性の相談員(学習と経験を重ねた相談員)

直接相談 (日 時) ...月1回(第2水曜日)
午前11時~午後2時10分
1人50分以内

※但し、8月・2月は第1水曜日。

〈相談員〉...龍田 英美子さん(女性問題カウンセラー)

女性の心からだの相談(面接相談)

思春期、妊娠・出産期、更年期、熟年期など、女性の心からだについての悩みや問題にお答えし、健康でいきいきとした自分らしい生き方ができるようお手伝いします。

〈日 時〉...月1回(第4火曜日)午後1時~3時

1人50分以内

※但し、9月・12月は第3火曜日。

〈相談員〉...西村 佳子さん(看護師・助産師)

女性のチャレンジ相談(面接相談)

女性の就業や起業、NPO活動など新たな分野へのチャレンジを応援するための相談窓口。

〈日 時〉...偶数月に1回(第3水曜日)
午前11時~午後3時50分
1人50分以内 グループ可

〈相談員〉...谷川 則子さん(キャリアコンサルタント)

男女の仕事と生活～育児・介護～

少子高齢化、未婚率の上昇、共働き世帯の増加などから、労働人口の減少や働きながら育児・介護を行う労働者の増加が見込まれ、今後ますます「長く働き続けることができる職場環境の整備」、「育児・介護を理由とする離職の防止」、「育児・介護による離職者が再就職しやすい環境づくり」などが重要な課題となります。



これらの課題を解決するためには、育児休業の取得促進、育児・介護休業法の周知・徹底、制度を利用できる職場環境の整備など様々な取組を通じて、男女ともに仕事と育児・介護の両立支援を進めていくことが必要です。

そこで今回は、それらの取組を行うための参考となる支援サイトやパンフレットなどをご紹介します。

◆支援サイト 両立支援のひろば (<http://www.ryouritsu.jp/>)

「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立診断や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取り組み等を掲載。

◆厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>)で↓を検索!

○ベストプラクティス集

(中小企業における両立支援のためのアイディア集)

企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめたパンフレット。

○両立支援助成金

従業員の仕事と生活の両立を支援する制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または事業団体に対して支給される助成金。

○育児・介護休業給付(雇用保険制度)

育児・休業の取得、職業生活の円滑な継続を援助するために、一定の要件を満たす方に対して、育児休業給付や介護休業給付を支給。

★事業所リーフレット8を作成しました!

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」導入のメリット等について紹介しています。この機会に、是非ご活用ください!

(設置場所)市人権啓発推進室、市情報公開コーナー、フレアス舞鶴など

あなたの声を
お聞かせください!

○男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!

○フレアス舞鶴やこの情報誌に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。

○この情報誌の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡下さい。

編集・発行:舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課 男女共同参画係 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
TEL 0773-66-1022 FAX 0773-66-1015 E-mail:jinken@post.city.maizuru.kyoto.jp

来て、見て、利用して、フレアス舞鶴!

